

第7回資産債務等専門調査会議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成18年9月11日（月）10：03～11：02
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第3特別会議室
3. 出席者
 - 会長 本間 正明 国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
 - 専門委員 伊藤 滋 早稲田大学特命教授
 - 同 江川 雅子 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
 - 同 関 哲夫 新日本製鐵株式会社常任監査役
 - 同 宗岡 徹 関西大学大学院会計研究科教授

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事
 - 報告書とりまとめに向けて
 - 3 閉会
-

(概要)

(関会長代理) それでは時間が来たので、始めたい。

本日も、前回に引き続き報告書の取りまとめに向けて、ご議論をいただきたい

(関会長代理) 一つ、確認みたいな質問だが、東京の23区以外の財産、宿舍だとか庁舎についての具体的な実行計画というのはできているのか。

(伊藤委員) まず5,000億を目途にして、具体的な資産処分を考える。しかし、5,000億を超えることについても考えるということになれば、横浜とか大宮の国有財産も考えなければならぬので、当然23区以外の庁舎の処分についても引き続き検討する。

それから、宿舍については23区について約4,900億の投資を出したが、それは各財務局というのか、地方財務局に我々がやったことを全部勉強して、その結果を提出しろと。それを我々有識者会議で全部チェックをして注意を喚起すると、そういうことでコントロールをしていこうということである。

(江川委員) 貸付金等の圧縮の証券化とともに新しい金融手法をあわせて活用する場合、金利スワップは非常に有効な手段だと思うので、ぜひ進めていただきたらと思う。

(宗岡委員) 公会計改革の部分の監査のあり方、そして単位のあり方、システム化について、そして、貸付金の圧縮あるいは売却・有効活用、特別会計改革にあわせ、さまざまなリスクとが表に出てくるときに、それをいかに会計的に表示していくのかが課題である。もっと言えばディスクロージャー全般という中のリスク等を含めた開示のあり方も公会計改革の中に含めていくと良いのではないかと思う。

(伊藤委員) 資産の有効活用については、政府等が保有する財産の売却・有効活用、貸付金等の圧縮、特別会計改革の、3つある。1つめと2つめは、諮問会議とこの委員会と、財務省の有識者会議でもやることであるから、これはお互いがチェックすれば良い。問題は3つめの特別会計改革である。この特別会計改革、これをぜひ諮問会議でやっていただきたいと思う。それから、財務省の議論では、この地方公共団体について全部チェックすべしという厳しい提案がありまして、これも資料を集めているということであるが、この辺はもう、ぜひこの専門委員会で積極的な発言をしていただきたい。

これこそ、この委員会のやるべきことではないかと思っている。

(本間会長) 跡田委員は、総務省でカウンターパートとなっているが、彼も了承すると思うので、もう少しトーンを強めてもいいのではないか。

(関会長代理) 地方についても公会計改革に入れる。しかし進め方が難しい。

(本間会長) 諮問会議の場合は、財政制度審議会とは違うので、地方についてもそれぐらいお願いをするということではないか。

(伊藤委員) 7日にあった、我々有識者会議の会議でも全く同じ意見が出た。そんなしり込みするなど、どうせ諮問会議があるではないかと。だから、それをやはり旗に掲げて突進しろという元気な意見があった。

(本間会長) 技術的などころを教えてほしいのだが、いわゆる虎ノ門周辺にある役所関連の財団法人等の出資はどのような扱いなのか。

これは、各省庁が管理するという形になっている。だが、本来は税金の原資を使っているわけだから、どこかに言及があっても良いのではないか。

(日置企画官) 財団によっては民間出資を募っていたりとか、いろいろなケースがさまざまにあると思うので、どの程度整理できるか、頑張ってみたいと思うが、全体的にどういう議論が、ここの公的を幅広く解釈するという中でできるかというところで考えてみたいと思う。

(宗岡委員) 今の点に関して言えば、公会計の基準で、支配している子会社等を含めた連結をつくることになっている。特に特別会計あるいは特殊法人について、子会社のみならず、政府から資金が流れているところも連結対象に含めている。しかし、出資あるいは補助金等が流れていかないところについては、今のところは連結対象外という扱いである。ただし、「国の財務諸表」のときには、特殊法人あるいは独立行政法人までという範囲にしている。

実は、そこのところでもかなり議論をした。各特殊法人の下がどうなっているのかを調べ、どのように表すかについていろいろ検討してみた。そして、人的関係があるならば連結範囲に加えるということにしたが、会計的には部分連結の考え方で作成するので、その対象が連結範囲ですということは記載されるが、財務書類に全く反映されない場合がある。その辺りについては、今後の検討課題と考えている。

(本間会長) 人的関係というのは具体的にどういうことなのか。

(宗岡委員) たとえば、特殊法人等のOBが、その役員に入って、事実上の支配下にあるという場合である。例えば一番問題になったのは道路公団だったが、道路公団の場合には、出資関係というのが必ずしも明確ではない。ファミリー企業は出資関係のない民間会社という形になっているが、OBがどんどん役員に入っていて、事実上支配関係にあるとみなせる。だから、そのような企業等も連結範囲だということにした。ところが、その事実の開示で終わっているというのが今の状況といえる。

つまり、こういうファミリー企業があつて、どういう人が行っていて、その財務諸表はこう

であるというものが全部添付してある。しかし、出資がゼロで部分連結をしているため、ファミリー企業の情報が全く連結財務書類には反映できていない。今後、JHが民営化され、民間企業の会計基準になると、出資がないということで、連結範囲から完全に外れるということになる。公会計の基準である程度追い込んだのに、民間の企業会計基準が適用されて、ファミリー企業ということすら開示されなくなり、逃げられてしまうというのは、少しじくじたるものがある。

(本間会長) 特定の省庁が継続的に人をそのファミリー企業に派遣して、実質的に支配をしている。その会社の財産は、派遣した人を介して実質的に支配しているわけだから、継続的に人を出すということをして、そこから生まれるフローの給料等について払うということであれば、当然のことながら、それは国の財産から収益を生んでいるとみなせるのではないか。

(江川委員) 道路公団の立場として、そういう議論を展開するのはよくわかるのだが、多分ここにいる方々はおかしいと思っていると思う。道路公団自体が商法で規定されている会社とはいえ、いろいろな政府のサポートを受けている特殊な会社なので、やはり実質的な基準で考えるべきではないか。今の連結基準ができたときに、昔は相当形式的だったものが実質を見ましようというふうに変ったという経緯があるので、具体的な方策はわからないが、きちっと実質で見られるような形に持っていけないのか。これだけ問題になった道路公団ということもあるのできちんと検討すべきではないか。

(本間会長) 道路公団なども含めて、その経営の実態について、ファミリー企業も含めてきちんと整理をして、必要であれば今後の改革の対象にするということを示していく必要がある。つまり、公の範囲をどのように規定するかということだ。

(日置企画官) どの範囲までとるかということはまだ決まっていない。広く解釈すると言っており、独立行政法人等というところで、どの範囲までということは明確に区切っていない。今後先ほど財団とかいうご指摘もあったので、どういう整理ができるかということ考えてみたい。

(本間会長) 世の中から批判の対象になっているようなところについては、資産・負債の管理の状況から全部見直すべきだ。

(関会長代理) 少なくとも「連結ベースで考える」というのを明確にすべきだ。さっきの出資も直接出資だけだ。

(伊藤委員) 政府の財産の売却・有効活用について、モニタリングはいいのだが、大蔵省のときにもこれをやってひどいことになったのだが、宿舍、庁舎に行政府だけではなくて立法府、

司法府も入るとのことなのか。

(松山審議官) 財政、資産債務も含めて、国の財政について議論をしているわけなので、議論の対象になる。

(本間会長) 結果的にそういう分類をすると、後で財務省が予算とのところでしか口を出せない話になる。しかし、これは財産管理にかかわる話だ。確かに裁判所でも各地方の高裁でも、官邸や公邸でも立派なものを持っていたりする。それを本当にうまく活用しているのかどうか。

これは給料の議論についても同様だった。だから、人件費改革の文書も、先ほど審議官が言ったような要請調となっている。ここは、はっきりと言及した方がいいと思う。

(松山審議官) ちょっと相談をさせていただきたいと思うが、その検討を行う際にはやはり総合的に検討しないと、非常に非効率が生まれる、それはおっしゃるとおりだと思う。

(本間会長) そうすると、今の説明ぶりだと、我々はあくまでも政府の中の一会議なのだから、報告書としてはそういう言い方になるということか。立法府についてはしっかりとした取組を担保するためには、議会に話を持っていくという手がある。司法の場合にはどこと話をすればいいのか。議論するのは財務省しかないのか。予算のときにそれをやるというのではおかしいのではないか。財産管理について適正か否かという議論する窓口もないのではないか。

(伊藤委員) この政府が保有する財産売却の検討課題3つで、政府等が保有する財産の売却・有効活用と貸付金等の圧縮は極めて事務的だから、全労力から事務方の労力から5・5で、残りの90は全部特別会計改革だ。特別会計改革、独法と特別会計の国有財産と、それから司法府、立法府だ。

(関会長代理) この主な検討課題はどういう取り扱いをするか。私はここにもきちっと目標を検討することとし、拡大専門部会で具体的にスケジュールをきっちり決めて進めるのだと、そういうものを入れておいた方がいい。

(本間会長) 入れた方がいい。

(関会長代理) それでは、大体議論が尽くされ、きょうの議論への対応などを含めて、本報告書の取り扱いについて本間会長からご発言をお願いしたい。

(本間会長) 各委員におかれては、お忙しい中を精力的にご審議いただき、感謝申し上げます。これまでいただいたご意見を踏まえ、可能な限り事務方と調整をして報告書に反映させていただきたいと思う。

報告書の最終的な内容については、関代理と私に一任をいただくことにつき、ご了解をお願いしたい。